

茨城工業高等専門学校課外活動共用施設使用細則

〔 昭和 62 年 5 月 1 日 〕
制 定

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）に課外活動共用施設（以下「共用施設」という。）を置く。

(共用施設)

第2条 共用施設は、次のとおりとする。

- (1) 課外活動室 1 (ベンチャーラボ)
- (2) 課外活動室 2
- (3) 創作活動室
- (4) 音楽練習室

(目的)

第3条 共用施設は、本校学生の課外活動を促進することを目的とする。

(管理運営)

第4条 共用施設の管理運営は、校長の命を受けて副校長（学生主事）がこれを行う。

- 2 共用施設の管理運営に関する重要事項は、学生委員会において審議する。
- 3 学生が使用するとき、顧問教員又は指導教員が指導に当たるものとする。

(使用者の範囲等)

第5条 本施設を使用できる者は次のとおりとする。

- (1) 本校学生会組織に所属する団体
- (2) 校長が認めた学生団体及び個人
- (3) 本校教職員

(使用日時)

第6条 共用施設を使用することができる日及び時間は校長が認めた日時とする。

(使用許可期間)

第7条 使用の申請が可能な期間は、当該年度限りとする。

(使用手続等)

第8条 共用施設の使用を希望する団体・個人は、所定の様式を学生課学生支援係に提出し、使用の許可を受けなければならない。

(使用の変更)

第9条 使用許可後、使用を変更するときは、速やかに学生課学生支援係に申し出なければならない。

(使用の禁止等)

第10条 校長は、使用団体及び個人が第11条の遵守事項を守らない場合には、使用を禁止又は中止させることがある。

(遵守事項)

第11条 共用施設の使用に際して使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的以外に使用しないこと。
- (2) 火気の取扱いに注意し、危険物を持ち込まないこと。
- (3) 他の使用者の使用に支障をきたし、又は秩序を乱し、他人に迷惑をかけるような行為はしないこと。
- (4) 施設設備等を損傷しないこと。
- (5) この細則及び使用許可の条件に違反しないこと。
- (6) 使用後は清掃及びあと片付けを十分に行い、使用後の器具等は、すべて定められた場所に整理しておくこと。
- (7) 教職員の指示に従うこと。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失により施設設備等を改造若しくは模様替えし、損傷し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(鍵の管理)

第13条 共用施設ロッカーの鍵は、学生課学生支援係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外の場合は、守衛所で保管する。

2 使用者が使用中の鍵の取扱いは、顧問教員又は指導教員の責任のもとに行うものとする。

3 使用者は、正規の勤務時間にあつては学生課学生支援係で、それ以外の場合は守衛所で鍵を受領するものとする。

4 使用者は、使用終了後速やかに鍵を学生課学生支援係又は守衛所に返却するものとする。

(創作活動室及び音楽練習室の使用)

第14条 創作活動室及び音楽練習室の使用については別に定める。

(経費の負担)

(事務)

第15条 共用施設の使用に関する事務は、学生課学生支援係で処理する。

(補則)

第16条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年11月1日から施行し、平成13年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。